

平成30年第8回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年8月4日(水)

午前9時00分から午前11時40分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 10名

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第29号 農地法第5条(所有権の移転)許可申請について

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農業委員会事務局員 3名

○事務局

おはようございます。

これから平成30年第8回早島町農業委員会を開会いたします。

まず司会を務めさせていただきます早島町農業委員会事務局長の●●です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、早島町●●よりご挨拶があります。

○町長

〔挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、ただいまより皆様に辞令交付をさせていただきます。

町長が皆様の席まで参りますので、参りましたらご起立いただきまして受け取っていただければと思います。では、お願いします。

〔辞令交付〕

○事務局

ありがとうございました。

それでは、続きましてまず最初の任期になりまして最初の農業委員会でございますので、皆様1人ずつ簡単に結構でございますので自己紹介のほうをお願いします。

〔委員自己紹介〕

○事務局

ありがとうございました。3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで会議の成立についてご報告いたします。本日、在任委員10人中10名の方が出席いただいております。農業委員会等に関する法律第21条第3項によりまして在任委員の過半数が出席されておりますので、本日の会議は成立しております。

続きまして、会長及び職務代理の互選に移りたいと思います。

農業委員会等に関する法律におきまして、会長及び職務代理者につきましては互選により決定することとされております。したがって、早島町農業委員会互選規程に基づきまして、ここから進めさせていただきたいと思います。

まず、互選規程第5条に基づきまして、町長が互選管理人の指名を行うこととなっておりますので、町長よろしくお願いいたします。

○町長

それでは、私から互選管理人を指名させていただきます。

地方自治法第107条には、議長の職務を行う者がいないときは年長の議員が臨時に議長の職務を行うという規定がありますので、今回はこの規定に準じまして年長委員を互選管理人に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○町長

ありがとうございます。それでは、互選管理人に●●委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、互選管理人に●●委員が決まりました。

これから、互選会のほうにつきましては管理人の●●委員さんに議事のほうを進めていただきたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○互選管理人

●●でございます。ご指名でありますので、互選管理人を務めさせていただきます。

それでは、これより会長の互選に入ります。事務局より説明方お願いいたします。

○事務局

互選規程第6条及び第9条において、互選は単記無記名の投票により行うこと、有効投票数の最多を得た者が当選人となることとされておりますが、第10条において出席委員の異議がないときは投票によらず指名推選の方法によることができると規定されております。指名推選による場合は、互選会に出席した委員全員の同意があった者が当選人となります。説明は以上です。

○互選管理人

ただいま事務局より投票もしくは指名推選により互選が行われるとの説明がありました。

それでは、会長の互選について、どのような方法によるか、お諮りいたします。

指名推選による方法がよいと思われますか。

○●●委員

皆さん、指名推選でされたらいいんじゃないでしょうかというふうにおっしゃってお

られますが。私もそう思います。

○互選管理人

ただいま●●委員から指名推選による方法のご発言がございましたが、ほかに何かございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

全員異議なしでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

それでは、ほかにないものと認め、指名推選の方法で互選することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

全員異議ないものと認め、会長の互選は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

それでは、指名推選の発言を求めます。

誰々かご発言ありませんか、この意見に関して。

○●●委員

僕は●●さんを推薦したいなと思っております。

まず理由は経験が非常に豊富だと、それから人望も厚く豊富な人脈を持っておられますので議長として最適じゃないかなと思っております。以上です。

○互選管理人

ほかにございませんか。

○●●委員

●●委員のご発言の内容に賛同いたします。余人を以て代えがたいということで、委員と職務代理者の方は従前どおり担当していただければありがたいと思います。

○互選管理人

ただいま●●委員、●●委員から会長に私、●●を推薦するとの発言がありましたが、他にどなたかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

ほかにございせんので、ただいま指名推選のありましたとおり、会長は私、●●委員を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

全員異議ないものと認め、満場一致で会長に私、●●を互選いたしました。ありがとうございました。頑張ります。

続きまして、会長職務代理の互選に入ります。

会長職務代理の互選はどのような方法によるか、お諮りいたします。

どなたかご発言をお願いしたいんですが。

○●●委員

その職務代理の方も指名推選にされればよろしいかと思いますが。

○互選管理人●●

ただいまの●●委員から指名推選による方法とのご発言がございましたが、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

指名推選。ほかにないものと認め、指名推選の方法を互選することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

全員異議ないものと認め、会長職務代理の互選は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

それでは、指名推選の発言をお願いします。どなたかご発言をお願いいたします。

○●●委員

従前どおり●●職務代理でお願いいたしたいと思います。

○互選管理人

ほかにございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

異議ないですか。

ただいま●●委員から会長職務代理を●●委員を推薦することにご発言がありましたが、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

ほかにございませんので、ただいまの指名推選のありましたとおり、会長職務代理は●●委員を決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○互選管理人

全員異議ないものと認め、満場一致で会長職務代理を●●委員を互選いたしました。

ただいま会長及び会長職務代理の互選を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、私から一言挨拶をさせていただきます。

〔●●会長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。続きまして、●●職務代理から挨拶をお願いします。

○●●職務代理

このたびはまた職務代理ということで、皆さんの声をまとめ、会長と相談しながら話を進める所存でございます。ひとつよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、申しわけございません。町長は公務によりましてここで退席とさせていただきます。

〔町長退席〕

○事務局

続きまして、議席を決めていきたいと思います。

議席につきましては、早島町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、あらかじめくじで決めることとなっております。

〔議席決め〕

○事務局

それでは、これから農業委員研修を行います。

本日は、講師として一般社団法人岡山県農業会議の総務課長でいらっしゃいます●●さんをお招きしております。

●●課長は長きにわたり岡山県の農業委員会業務の推進にご尽力されており、農地の集積、遊休農地の解消、農地転用にまつわる問題の解決について幅広くご活躍されております。

今日はお手元の緑色の農業委員会業務必携、こちらに沿って研修を行っていただきます。研修の時間は30分程度を予定しております。

それでは●●課長、よろしくお願いいたします。

〔農業委員研修〕

○事務局

ありがとうございました。

また、ご不明な点とかございましたら事務局にお問い合わせいただければと思います。

●●課長、本日はお忙しい中、ご講演大変ありがとうございました。

○議長

研修終わりましたので、それではこれから会議をいたします。

これより議事に入ります。

まず議事録署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、議事録署名委員は1番の●●委員、2番の●●委員によろしくお願いいたします。

それでは、日程1、議案第29号農地法第5条転用許可申請を議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書の2ページをごらんください。今月の農地法第5条転用許可申請は6件でございます。

番号1についてですが、申請地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米でございます。

譲り渡し人が早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、譲り受け人が早島町早島●●

●●番地●●、●●代表取締役●●さんでございます。

転用目的は駐車場で、農地区分は第1種農地になります。位置図は3ページです。現在、申請地を含む位置図の黒い破線の区域●●平米において工場用地の開発許可申請が提出されており、申請地は当該工場に附帯する駐車場になります。

譲り受け人の●●は申請地の西隣において工業を構え、電子機器等を製造しています。平成27年と29年に既存の工場を増築するため、このたびの開発区域内の土地を駐車場として転用していましたが、増築だけでは生産が間に合わないことが判明し、当該開発区域に工業を新設するため、本申請に至っております。農地区分は第1種農地ではありますが、開発区域の面積に占める対非農地の割合が3分の1を超えないため、例外的に許可することができます。

説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●●委員からお願いいたします。

○1番

現地確認は8月2日に行いました。現状なんですけれど、おととしからもうこれは稲の作付をされてなくて、もう既にヨシが生えたような草ぼうぼうの状態です。ここは開発区域って書いてある、左隣にあるんですけれど、場所的には●●の東隣、●●の西側にあります。現状は開発地域となつとる点線の部分は既に、コンクリートで囲まれ、高さが1メートルぐらいのかさ上げ農地となっています。今度、ここの申請地に工場を建てて従業員の方の駐車場にするということで申請が出とると思うんですけれど、すでにコンクリートを擁壁されておられる形状を見た限り、周囲の方や隣の方が若干使いくいんじゃないかというような懸念が少しはありますけれど、申請のときに書類も出されてますし、問題はないんじゃないかと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。何か質疑はこの件に関してありませんか。

○6番

工場用地になつとる工場は建てられるのかな、この辺。

○事務局

それを今開発申請してる。

○6番

開発申請やけれど、調整区域だったら業種が限られるんじゃないのかな。サービス業とかなんとか、いろいろ業種があるが。

○事務局

●●さん自身は先進技術の精密機械工場っていう都計法で認められた工場になってます。

○6番

精密機械工場は調整区域でも建ってもいいんですか。

○事務局

精密機械工場っていうか、先進的技術の。

○6番

先進的だったら、調整区域でも建ってもええん。

○事務局

建つことはできると。

○6番

業種の中に入っとんじやな。

この先進技術というのは誰が決めるんですか。

○事務局

そこはじゃから、岡山県の開発の中で審議会が諮られております。

○7番

このさっき●●さんが説明された3分の1を超えないためというのは、言い方をしておったと思うんで、それをもう一度説明してもらってもいいですか。

○事務局

今回の申請地の●●番●●、農地区分第1種農地、原則許可できない形にはなっているんですけども、1個の事業計画があって、今回というか黒い開発区域の中で第1種農地の割合が3分の1を超えなければ許可してもいいよというのが、それが農地法の中にありますので、今回開発区域●●平米ありまして、申請地第1種農地が●●平米になりますので、その基準は満たしているという考え方になります。

○7番

この開発区域はこれまで駐車場にするということで第1種農地を農地転用してきて、少しずつ農地転用してきて、ある一定まとまったから開発しますよと。ただし、この赤いライン、赤い枠のところは第1種農地じゃけど、全体の3分の1に満たないから開発しとんですということになってしまうと、例えば少しずつ少しずつ駐車場として農転を上げていって、全部まとまったら一遍に開発ですよって言って出せるということです。そういう**50戸連たん**みたいな、そういうことを本当に早島町としてこれからも進めていくのであれば、本当にそれこそ農地が守れなくなってしまうということで、**50戸連たん**をこれから廃止していこうということで早島町の計画手順に策定されとるけど、やっぱり企業に対してもこういう少しずつ少しずつ買い足していって、駐車場ですよというてずっと買い足していって、まとまったら大きい物流センターがどかんとできるということで本当にいいのかっていうことも考えていかないといけないんじゃないかなというふうに僕は思います。

○事務局

すみません。先ほど●●のほうから1種農地というご説明があったかと思いますが、その南側の道路については水道下水管が入っている道路であって、公共施設から500メートル以内の土地については3種農地という区分がございまして、南側の道路に面する田、畑については3種農地になります。それで1種農地というのは今のこの部分とこの隣の隣と隣、東隣、この3筆が1種農地として扱われるものであって、あと残りのこの区画の中ではあと残りが3種農地という区分になってございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑ないようでありますので、その他ご意見等は。

○1番

ここへもし倉庫が建てられたら、東隣でしとられる人が今はもう借地をされたんですけど、非常に耕作しにくいし、日照権も問題になるから、その辺の話をできないかというてきて相談されたんですけど、農業委員会としてはどういう返事をしたらいいんですか、そういう場合には。

○議長

とめるわけ行かんでしょ。県のほうの許可ですからね。課長はどう思います、今のことは。そうでしょう。農業委員会でもおえんじょとかというのはいかんがな。

○事務局

そうですね。農業委員会としましては法律だとか、そういうものに照らし合わせながら、ここについては粛々とやっていきたいというふうに私どもは考えます。

○議長

だから、もうする前に計画が出てきたら日照権とかという話をせにゃいけんわな。

○1番

それは隣接した地権者同士で話をしてという回答でいいわけですね。

○議長

ここまで農業委員会でええとか悪いとか言えんでしょう。

○1番

口出ししないほうがええくらい。

○7番

先ほど課長おっしゃったんですけど、この農業委員会で農地転用を行う場合に周辺農地への影響がないと考えられるということで意見を付しておられるじゃないですか。なので、先ほど●●さんがおっしゃったら、その日照の問題であるとか、機械が入りにくくなるとか。もしそういう事例が考えられるのであれば、農業委員会として周辺農地への影響が若干考えられるので、その辺は周辺農地の地主とよう協議して影響がないようにしていただきたいということは農業委員会として意見を付することはできるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

○事務局

そうですね。周辺農地への影響は十分考慮してくださいということを申し添えできると思います。

○7番

それから、この農業委員会の中で周辺農地への影響が考慮される、考えられるということが今、先ほど報告でありましたので、その辺を十分影響のないようよう協議をしてやっていただきたいということは意見として申し添えていただきたいなというふうに思います。

○議長

ほかにご意見ありませんか、この件に関して。

○3番

転用申請に当たっての隣地承認は農家の方つけるんですか。この●●さんの隣地承認。

○事務局

つけません。

○3番

そのために農業委員会に協議が要るわけですか、逆に。

○議長

ほかはこの件に関してご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見ないようでありますので、議案第29号、番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見ないようでありますので、議案第29号、番号1を許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号2について、事務局から説明方お願いいたします。

○事務局 議案書2ページをごらんください。

番号2について、申請地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で合計●●平米でございます。

譲り渡し人は早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、譲り受け人が早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、●●さんでございます。

転用目的は一般個人住宅で、農地区分は第2種農地になります。

位置図は4ページになります。

説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を●●委員からご報告願います。

○2番

8月1日に現地確認を行いました。場所は●●の北に●●メートルぐらいのところにあります。これ多分もう二、三年は耕作はされてないんじゃないかと思われます。

○6番

今年はしてない。去年まで植えとる。

○2番

もう今草ぼうぼうで。それでこれの南側は、もう今開発されております。これはもう**50戸連たん**。多分この土地も**50戸連たん**じゃなかろうかなと思います、奥のほうから開発されてますので。これで問題が出るとすれば、日照権とか水路ですか、団地とこの田んぼの間の排水なんかが問題になるかなとは思っておるんですけど、その住宅での高さ制限、どれぐらいまで建てていいのかっていうのが気になってはおるところです。ですから、高いものが建てば、当然そこの土地は北側ですね、この場所の北側は日が当たらないということになろうかと思います。以上です。

○6番

ここ地形が、北側は隣接してないじゃろ、道があるじゃろ。じゃから、北の人は言う権利がないんだ。町有地やから、通路だから、道があるんだから。だから、文句を言うても通らんわけなんね。排水とかも水が落ちてくるとかね。

○議長

ほかに何かありませんか、質疑は。

○1番

会長の意に沿わんことをやってもらうようになると思うんですけど、ここは50戸連たんになるんですよ。●●さんが●●の部落の1人なんですけれど、この●●さんはもう●●ぐらいのおばあさん1人で、跡取りの息子さんも亡くなられて、お嫁さんと孫と一緒にとなかな。別に収入もないし、1個ずつ田んぼを売っていかんと私らも生活ができのんじゃ、何とかよろしゅう頼みますというようなことを言われたんですけど。一応報告までに。

○議長

ほかに質疑はないですか、この件に関して。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

はいじゃあ、ご意見等もよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑じゃなくでご意見ないようでありますので、議案第29号、番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議ないようでありますので、議案第29号、番号2を許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号3について、事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

議案書5ページをごらんください。

番号3について、申請地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で合計●●平米です。

譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、譲り受け人が早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、●●さんでございます。

転用目的は一般個人住宅で、農地区分は第3種農地になります。

位置図は7ページです。説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を●●委員からよろしく願いいたします。

○9番

8月1日、現地確認をいたしました。ここの区画はもう既に50戸連たんで、2カ所に2軒の家が既に建っております。それで今回はその一面で、奥のほうに出ておりま

す。これとあと二、三区画に3つぐらいは建つんじゃないかなと思います。通路についても、今は既に広いのがついてるんで問題はないかなと。周りは田んぼがあったんですけど、周りもうつくっておられないんで影響はないかなと思います。以上です。

○議長

説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑がこの件に関してありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑ないようでありましたら、その他のご意見に入りますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

じゃあ、ご意見いかがでしょうか、ご意見等はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見もないようでありますので、議案第29号、番号3については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見もないようでありますので、議案第29号、番号3は許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号4についてを事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

議案書5ページ及び6ページも一緒にごらんください。

番号4から6について、あわせてご説明いたします。

まず番号4について、申請地は、早島町早島●●番●●、地目が畑、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で合計●●平米です。

譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、早島町早島●●番地にお住まいの●●さんです。譲り受け人は早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんでございます。

転用目的は一般個人住宅で、農地区分は第2種農地になります。

位置図は8ページです。

続いて議案書6ページ、番号5について説明いたします。

申請地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が畑、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で合計●●平米です。

譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、早島町早島●●番地にお住まいの●●さんです。譲り受け人は倉敷市連島町西之浦●●番地にお住まいの●●さん、●●さんでございます。

転用目的は一般個人住宅で、農地区分は第2種農地になります。

位置図は8ページです。

また、番号6について、申請地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で合計●●平米です。

譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。譲り受け人は都窪郡早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんでございます。

転用目的は一般個人住宅で、農地区分は第2種農地です。

位置図は8ページになります。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、これ私の家のすぐ近くなんで私が確認しました。8月1日です。

○議長

これ50戸連たんで、去年もありました。それで、地図を見ていただければわかるんですけども、左に●●番●●ほか●●と書いとるでしょう。これ一番真ん中に赤いのがあって、その左に赤い。その間の白いところが去年2軒建つとんです。地権者が、黒い線があるでしょう、真ん中に。2人おるんです、●●と●●が。ほいで今回は3軒建てられるということなんですよ。50戸連たんでございます。もうこの法律に従って文句言いようがありません。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、これより質疑に入ります。

何かこの件に関して質疑ありませんか。質疑とご意見を一緒にしてください。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑も意見もないようですので、議案第29号、番号4から6については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見ないようですので、議案第29号、番号4から6は許可相当に決定いたしました。

続きまして、報告第14号農地法第3条の3の規定による届出についてを事務局説明してください。

○事務局

それでは、議案書9ページをごらんください。

今月の農地法第3条の3の規定による届け出は1件でございます。

番号1について、こちらは早島町早島●●番地にお住まいの●●さんが相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。

届け出に係る農地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が宅地、面積が●●平米です。また、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、位置図は10ページです。

こちらの報告第14号、番号1につきましては、添付を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。相続の件です。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑応答ないようでありますので、以上の報告第14号、番号1を終わります。

続きまして、報告第15号農地法第4条の規定による農地転用届出についてを事務局方、お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書11ページをごらんください。

今月の農地法第4条の規定による届け出は2件でございます。

番号1について、届け出地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米です。

届け出人は岡山県玉野市田井●●丁目●●番●●号にお住まいの●●さんです。

転用目的は自己住宅で、位置図は12ページになります。

また、番号2についてあわせてご説明いたします。

届け出地は早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米です。

届け出人は早島町前潟●●番地●●にお住まいの●●さんでございます。

転用目的は駐車場で、位置図は13ページです。

報告第15号、番号1、2につきましては、市街化区域内の農地の転用届け出であり、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしております。

説明は以上です。

○議長

説明ありがとうございました。

この件に関して、これより質疑に入ります。何か質疑はこの件に関してありませんか。

○8番

1番なんですけど、●●番●●のこの部分は何か竹やぶかなんか、雑草地みたいな土地です、●●のすぐ下のところ。

○議長

竹やぶだったんですか。

○8番

何かこの今の北側というか、ここはもう今はきれいになって4軒家がもう建っとな

ですよ。この付近にこんな土地があったというか、これどんな土地でした。

○事務局

ちょっと雑草が。一応地目で農地として残ってしまっていたので、このたび。

○議長

竹やぶでも登記上は田なんじゃな。登記上、現状地目が田になってますから。放置しとったんかな。

○8番

もともとこの土地って、その前に北側に●●さんがあって、あそこが何かあれしとったんですよ。それを●●何とかいうのが、●●、それが家を建てて。

○議長

結局、荒地だったということですね。ほなこの●●番●●が全部荒地地ということ。一部でしょ。

○8番

いえいえ違います。もう白いところは家ができとんです、●●軒。ここだけが、こんなところに土地があったんかなと思うて。

○議長

残っとったんやろうね。じゃから、これはもともと竹やぶっていうたらもう農業委員会に係りませんからね。この件に関して質疑、ご意見ないでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見もないようですので、以上の報告第15号、番号1を終わります。

それでは、その他について事務局からご報告願います。

○事務局

次回の農業委員会は9月11日月曜日10時から予定しております。場所は2階の第1会議室です。また、議案書を送付いたしますのでよろしくお願いします。

○議長

何かその他にご意見等がありますか、お話が。

○事務局

すみません。今の報告の訂正なんですけど、9月11日火曜日でした。9月11日火曜日10時からです。すみません。

○議長

来月、9月11日火曜日10時からです。お願いいたします。

何か今日の関係で、この委員会の関係ではありませんか。

なければ、閉会させていただきますけど、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了いたしました。

第8回早島町農業委員会を閉会いたします。

上記会議の次第は、事務局 ●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番